

石巻市郵便入札実施要綱

平成20年4月22日

告示第126号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の競争入札に関し、入札参加者の手続の負担軽減、入札業務の効率化及び入札に係る不正行為の防止を図るため、郵便による競争入札を実施することとし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「郵便入札」とは、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により入札書を市に郵送して行う競争入札方式をいう。

(対象工事)

第3条 郵便入札は、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱(平成17年石巻市告示第186号)第2条の規定による競争入札の対象となる工事のうち市長が指定する工事について実施する。

(入札の公告)

第4条 郵便入札に係る入札の公告は、掲示により行うほか、インターネットにより閲覧に供し、石巻市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成17年石巻市規則第201号)第5条に規定する閲覧所において、公告の写しを配布するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第5条 対象工事の仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)は、公告の日から公告において定める日まで閲覧に供するものとする。

- 2 郵便入札に参加しようとする者は、公告の日から公告において定める日まで、公告において指定する場所において、設計図書等を複写することができるものとする。
- 3 郵便入札に参加しようとする者は、設計図書等に対して質問があるときは、公告の日から公告において定める日までに、質疑応答書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の質疑応答書を受理したときは、当該質疑応答書に回答を記載し、公告において指定する期間により閲覧に供するものとする。

(入札回数)

第6条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。

(入札書等の郵送方法)

第7条 入札書の郵送に際しては、封筒は2重封筒とし、中封筒には入札書(工事費内訳書の提出が必要な場合は、工事内訳書を含む。以下同じ。)を入れ封かんし、入札参加者名及び入札件名並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、公告により指定された書類及び連絡担当者の名刺1枚を入れ封かんし、表に入札参加者名及び入札件名並びに開札日を中封筒同様に表記し、入札書及び工事内訳書在中の旨を朱書きするものとする。

- 2 入札書は、石巻郵便局留めの一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、到達期

限までに到達するように郵送しなければならない。

3 到達期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(入札書の保管等)

第8条 市長は、入札書が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して中封筒を確認し、施錠できる保管場所を設け、入札・契約情報管理マニュアルに定められたAランク情報として、総務部管財課に厳重に管理させるものとする。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札調書の作成)

第9条 市長が指定する郵便入札事務に従事する者は、開札日前日までに、郵送された中封筒をもとに入札調書を作成する。この場合において、いかなる理由があっても中封筒を開封してはならない。

(開札の立会)

第10条 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、開札時に立ち会うことができる。

2 開札に立ち会う入札参加者等がない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名が立ち会うこととする。

(開札)

第11条 開札は、公告で指定した開札日時及び開札場所において開札する。

2 市長は、郵便入札を行った場合において、開札後、入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者(以下「落札候補者」という。)について資格審査を行った上で、後日落札決定するものとする。

3 開札の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、あらかじめ入札参加者に出席を求め、くじを引かせて順位を定めるものとする。ただし、当該入札参加者等全員が、現に開札時に立会を行っている場合には、その場で、くじを引かせることとする。

4 前項の場合において、当該入札参加者等のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札方法に違反して行われた入札

(3) 第7条第2項に規定する一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札

(4) 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札(第16条の規定により、入札の延期をした場合を除く。)

(5) 工事費内訳書の提出を求めた場合において、所定の工事費内訳書を提出しない者がした入札

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札参加資格等の審査)

- 第13条 市長は、第4条の規定により郵便入札に係る入札の公告を行うとき、及び当該公告に示した入札参加条件に基づき、落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行うときは、あらかじめ石巻市競争入札審査委員会設置要綱(平成17年石巻市訓令甲第91号)第1条に規定する委員会の審議に付すものとする。
- 2 前項中、入札参加資格の有無についての審査は、入札書及び工事費内訳書並びに公告において提出を求めた各入札参加資格審査書類(以下「入札参加資格審査書類」という。)をもとに行うものとする。
- 3 郵便入札に係る入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内(石巻市の休日を定める条例(平成17年石巻市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)に行うものとする。
- 4 落札候補者を落札者としなかった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、資格審査を行うものとする。

(落札決定又は入札参加資格不適格の決定)

- 第14条 市長は、入札参加資格審査書類を審査した結果、落札候補者として入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札者を決定し、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。
- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対してその旨を速やかに通知するものとする。
- 3 落札候補者が、落札決定までに公告に掲げる要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。

(入札結果の公表)

- 第15条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を市のホームページ及び閲覧所において公表するものとする。

- (1) 入札者の名称及び入札金額
- (2) 落札者の住所、落札者の名称及び落札金額

(入札の延期等)

- 第16条 市長は、郵便入札において、事故が発生し、又は不正な行為があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(石巻市郵便入札試行要綱の廃止)

- 2 石巻市郵便入札試行要綱(平成17年石巻市告示第194号)は、廃止する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に公告をした工事の入札については、この告示による廃止前の石巻市郵便入札試行要綱の例による。

附 則（平成21年2月27日告示第40号）
この告示は、平成21年3月1日から施行する。